播磨町国民保護協議会運営要綱

平成 18 年要綱第 56 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、播磨町国民保護協議会条例（平成１８年播磨町条例第８号。以下「条例」という。）第５条の規定により、播磨町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長の職務代理）

第２条 条例第３条の会長があらかじめ指名する委員は、播磨町副町長とする。

（会議の公開）

第３条　協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、協議会において公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 播磨町情報公開条例（平成１２年条例第２６号）第７条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

２　会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第４条　会議を開いたときは、その概要について、会議録を作成するものとする。

２　前項の会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員の氏名

(3) 会議の経過の概要

（委員の代理）

第５条　委員が、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

（補則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、平成１８年７月２４日から施行する。

附　則（平成１９年１０月１日要綱第３６号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。